位置付け

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に基づく広島県保健医療計画の一部として、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を補完するものです。

目 的

- 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、 診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能 の偏在解消を目指します。
- 併せて、医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備します。
- また、紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関として明確化された医療機関を、紹介受診重点医療機関として公表することで、「かかりつけ医機能を担う医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の役割分担を進めます。

計画期間

(前期)令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間 (後期)令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間

全体像

【地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応】

- 外来医療機能に関する情報の可視化
- 新規開業希望者等に対する情報提供
- 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組

【医療機器の効率的な活用のための対応】

- 医療機器の配置状況に関する情報の可視化
- 医療機器の配置状況に関する情報提供
- 医療機器の効率的活用のための協議

【外来医療の機能の明確化・連携の対応】

- 外来機能報告の実施
- 紹介受診重点医療機関の確認のための協議

《医療法にかかる病院・診療所の関係申請書類等提出先》

所管区域	届出窓口	所在地	電話番号
広島市	広島市保健所環境衛生課	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	(082) 241-1585
呉市	呉市保健所地域保健課	〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 (すこやかセンターくれ)	(0823) 25-3532
福山市	福山市保健所総務課	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 福山すこやかセンター5階	(084) 928-1164
大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所·保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	(0829) 32-1181
安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所 保健所 広島支所	〒730-0011 広島市中区基町10-52	(082) 228-2111
江田島市	西部厚生環境事務所·保健所 呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	(0823) 22-5400
竹原市、東広島市、 大崎上島町	西部東厚生環境事務所・保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	(082) 422-6911
三原市、尾道市、世羅町	東部厚生環境事務所·保健所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	(0848) 25-2011
府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所·保健所 福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	(084) 921-1311
三次市、庄原市	北部厚生環境事務所·保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-5181

- 県内の医療機関・医療機器の配置状況(マッピング)や外来医師多数区域及び「地域で不足する外来医療機能」の最新情報については、広島県のホームページをご覧ください。
- 「申出書」や「共同利用計画書」の電子データもダウンロー ドいただけます。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/



3 082-513-3064

広島県健康福祉局医療介護政策課 〒730-8511 広島市中区基町10-52

診療所等の新規開業

医療機器の新規購入

を予定されている皆さまへ

広島県は、外来医療機能の偏在解消を目指すとともに、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備するため、広島県保健医療計画の一部として「広島県外来医療計画」を策定しました。 令和6年4月以降で、次に該当される方は届出をお願いします。

届出の対象となる方

届出対象圏域で新規開業を予定されている方

地域で不足する外来医療機能 を担うことについて、「申出書」の提出を求めます。



P2^

届出対象圏域(外来医師多数区域等)

対象となる圏域に●を付しています。

圏域名	構成市町	対象 圏域	
広 島	広島市、安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町		
広島西	広島西 大竹市、廿日市市 ●		
呉 呉市、江田島市 ●		•	
広 島 中 央	竹原市、東広島市、 大崎上島町	•	
尾三	三原市、尾道市、世羅町	•	
福 山 · 府 中	福山市、府中市、神石高原町		
備 北	三次市、庄原市		

<u>地域で不足する外来医療機能</u>

不足する機能に●を付しています。

圏域名	初期 教急	在宅医療	学校 医	予防 接種	健康 診断	その他
広 島	•	•	•		•	
広島西	•	•	•			
呉	•	•	•			
広 島 中 央	•	•	•			
尾三	•	•	•	•	•	
福 山 · 府 中	•	•	•	•	•	検死
備北	•	•	•		•	へき地 の医療

対象医療機器の購入を予定されている方 *(全ての圏域)*

共同利用に関する計画の有無 や内容について、「共同利用 計画書」の提出を求めます。



P3^

対象医療機器

対象となる医療機器は次の5品目となります。

※尾三圏域においては、CT(PET-CT、SPECT-CTを除く。) は対象となりません。

項目	種別
CT	全てのCT
MRI	全てのMRI
PET	PET及びPETーCT
放射線治療	リニアック及びガンマナイフ
マンモグラフィ	全てのマンモグラフィ

共同利用の方針

医療機器の共同利用の方針は、次の通りです。

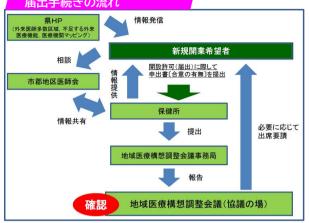
- 対象医療機器 (CT、MRI、PET、 放射線治療、マンモグラフィ)については、 共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は 更新する場合は、当該医療機器の共同利用に 係る計画を作成し、地域医療構想調整会議に おいて確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

共同利用計画に盛り込むべき事項

- 共同利用の相手方となる医療機関
- 共同利用の対象とする医療機器
- 保守、整備等の実施に関する方針
- ・ 画像撮影等の検査機器については画像情報 及び画像診断情報の提供に関する方針

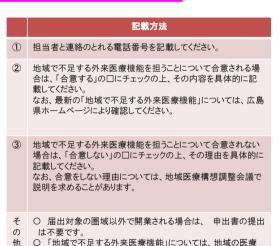
新規開業手続きについて(届出対象の圏域)

届出手続きの流れ

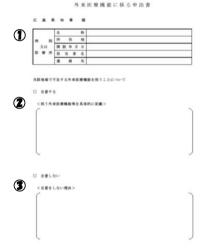


- ① 県HP等により、二次保健医療圏ごとの 外来医師偏在指標や地域で不足する外来 医療機能、医療機関のマッピングに関する 情報を公表します。
- ② 新規開業希望者が保健所に開設許可 (届出)を行う際に、不足する外来医療機 能を担うことについての合意の有無や内 容に関して「申出書」の提出を求めます。
- ③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調 整会議に報告し、合意が無い場合や申出 書の提出が無い場合は、必要に応じて当 該新規開業希望者の出席を要請します。
- ※ 合意の有無や合意内容により、診 療所の開設が妨げられるものでは ありません。

申出書の記載方法



ニーズの変化や充足度に応じて、適宜見直しを行います。

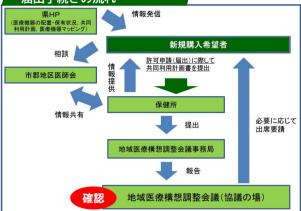


&

- ① 届出対象圏域とは?⇒ 外来医師多数区域と地域の実情に応じて外来医師多数区域と同様の対応を求めることとされた圏域
- ② 初期救急とは? ⇒ 休日・夜間における比較的軽症な救急患者に対応 (在宅当番医制や休日夜間急患センターなど)
- ③ 在宅医療とは? ⇒ 患者の日常生活の場において必要な医療を提供(訪問診療・往診、看取りなど)
- ④ へき地の医療とは? ⇒ 無医地区等における医療の提供(へき地診療所、巡回診療など)
- ⑤ 検死とは? ⇒ 検視・検案業務等

医療機器購入手続きについて(全ての圏域)

届出手続きの流れ



- ① 県HP等により、二次保健医療圏ごと の医療設備・機器等の配置情報や共同利 用方針を公表します。
- ② 新規購入希望者が保健所に許可申請 (届出)を行う際に、共同利用を行うこと についての計画の有無や内容に関して 「共同利用計画書」の提出を求めます。
- ③ ②の共同利用計画書を各圏域の地域 医療構想調整会議に報告し、共同利用を 行わない場合や共同利用計画書の提出 が無い場合は、必要に応じて当該新規購 入希望者の出席を要請します。
- ※ 共同利用の有無や計画内容によ り、対象医療機器の購入・更新が妨 げられるものではありません。

共同利用計画書の記載方法

記載方法

- 担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。
- 該当する医療機器の種別を一つ〇で囲ってください。 (複数の対象医療機器を同時購入される場合は、種別ごとに共 同利用計画書を作成してください。)
- 共同利用を行う場合はその方法、共同利用を行わない場合は、 その理由を具体的にご記載ください。 なお、共同利用を行わない理由については、地域医療構想調整 会議で説明を求めることがあります。
- 共同利用の相手方となる医療機関が決まっていない場合は、 「当院に対して共同利用の申し出があった医療機関」などと記載 し、備考欄に自院において、共同利用の相手先となる医療機関 を確保するための取組を記載してください。
- 保守点検計画については、「医療機器に係る安全管理のための 体制確保に係る運用上の留意点について」(令和3年7月8日付 け医政総発0708 第1号·医政地発0708 第1号·医政経発 0708 第2号厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長 及び経済課長連名通知)を参考にしてください。
- 該当する提供方法を〇で囲ってください。 ※ ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)などICTを 活用したネットワークの利用もご検討ください。

医療構製の土間利用計画業



Q&A

- ① 医療機器の更新は含まれるのか? ⇒ 許可申請(届出)を行わない場合も、共同利用計画書の提出は必要です。
- ② 共同利用のメリットは? ⇒ 自院の予約の空き時間に、他院から依頼された検査を受け入れることで、稼働率の向上が 見込めます。また、一部の対象医療機器では、一定の施設基準を満たした場合には診療報酬点数に反映される他、一定の 条件を満たした場合に当該医療機器の新規購入時に特別償却の対象となります。
- ③ 共同利用の範囲は? ⇒ 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報 とともに紹介する場合も含みます。

地域医療構想調整会議

- 二次保健医療圏ごとに、診療に関する学識経験者の団体及び医療・介護関係者、医療保険者、その他の関係者等との連携を図り、地域医療構想の達成のための協議を行う場として、県が設置しています。
- 広島県外来医療計画では、地域医療構想調整会議を外来医療に係る協議を行う場としています。
- 協議の場では、「外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項」、「医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項」及び「紹介受診重点医療機関」に